

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 23 日現在

機関番号：35308

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530796

研究課題名(和文)高齢者虐待防止と解決に向けた社会福祉士の専門技能養成システムの研究

研究課題名(英文)The study of the expertise training system of social workers aimed at resolution and the elderly abuse prevention

研究代表者

横山 奈緒枝(YOKOYAMA, NAOE)

吉備国際大学・保健医療福祉学部・教授

研究者番号：90319989

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円、(間接経費) 930,000円

研究成果の概要(和文)：社会福祉士養成に関わる文献研究から養成ポイントの整理を行ない、権利擁護に関する具体的教育内容の特徴と課題を整理した。岡山県内で虐待等にチームで対応する弁護士、司法書士、社会福祉士の3職種を対象に、聞き取り調査(半構造化面接法)を実施し質的手法を用いた分析によって、事案対応や、介入の考え方、価値観等を把握し、対応技能に共通する基本的業務と、専門性が組み込まれた業務に分類を試みた。この内容をベースに社会福祉士養成における高齢者虐待防止と解決に求められる技能を高めるための教育内容の立案と部分的な試行を行なった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to organize the training point from the theses related to the social worker training, and characteristic of the specific educational content related to advocacy. Through a qualitative method (semi-structured interview method) to the lawyers, judicial scriveners and social workers for corresponding teams to abuse in Okayama Prefecture. Investigate cases corresponding, the concept of intervention, such as the values, corresponding skills, we classified them in fundamental and specialized duties. The partial trial was carried out and planning of educational content to enhance the skills required for the resolution and elder abuse prevention in social worker training based on this study.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：虐待防止 社会福祉士 ネットワーク 権利擁護 連携 専門職 地域包括支援センター 地域包括ケア会議

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 研究対象地区：高梁市は、高齢化率 35.7% (平成 22 年 2 月段階) と、岡山県内一高率であった。高齢者に関わる諸課題に対して、小地域ケア会議 (市内 14 地区延 209 回実施：平成 21 年度) や、地域ケア会議 (平成 19 年度より月 1 回ペースで開催) が開催されているが、地域課題への取組が一層求められる。

(2) 我が国の在宅での高齢者虐待事案は平成 20 年度 14,889 件 (前年比 12.2%増、通報 21,692 件) を数え、その数は年々増加傾向にあり、今後も増加が懸念される。権利侵害の事案はその多くが複雑で多様な問題が絡み合っていることが多く、対応技能の鍛錬の必要性が明らかといえる。

(3) 社会福祉士による権利擁護には「日常的な自立支援や関連制度を活かした対応 (地域を対象とする広範囲で継続的な取組)」と、「事案等への緊急保護策や介入的対応 (即時的で去に基づいた取組)」が必要となる。この範囲は広く、日常的なアドボカシーを基盤としながら、事案に応じた柔軟性と即時性を備えた多様な能力が必要となり、その実践力教育方法の研究が不可欠である。

(4) 権利課題を含む事案には弁護士等との他職種連携が不可欠であり、その連携する技能養成は一層難しい。2007 年に大学全入時代を迎え、社会福祉を学ぶ学生の動機弱さや、対人関係の希薄さが問われ、コミュニケーション能力の課題もある。権利侵害や虐待に対する適切な知識、価値、行動の検討や、自らの主体的な判断力や行動力養成に向けた啓発的学びの促進が養成機関の急務である。

(5) 法改正に伴う新科目「権利擁護と成年後見」では、憲法や民法等の法知識、成年後見制度の法運用、関係組織・団体の役割、活動事例の検討などから教科書は構成されている。

これらの編成において、事例は一部 (1 割程度) に限られ、虐待関連はさらに限定される。養成則は事例を実践力向上につなげるための学習形態 (実習や

体験型) を検討の上で導入する課題がある。

社会福祉士養成機関では、増大する権利に関わる諸問題への対応として、権利擁護に関わる実践力養成のしくみ、また他職種連携を含む技能の確立が急務である。

(6) 権利擁護が求められる事案をみると課題が複雑なことが多く、その実態は捉えにくく、事案への多様な対応力の養成課題は極めて大きい。実習教育では権利擁護に関わる具体的な指導内容は、社会福祉協議会 (日常生活自立支援事業等制度) や、児童養護施設 (児童虐待事例) 等の部分的指導に限られている。急速に進む権利擁護をめぐる課題に対応するだけの実践力養成 (体験型学習) は不十分であると指摘できる。

養成においては現実的な地域の諸課題への取組や、地域のしくみづくりを反映させながら進めることが重要と考え、研究活動と実践を併行して進めることとした。

## 2. 研究の目的

本研究の研究目的は以下の 5 点である。

(1) 超高齢山間地域 (高梁市) における高齢者虐待事案への専門職種連携による対応実態から、多様な人材による事案への対応方法や経緯を把握する。

(2) 山間地域における事案特性と、社会福祉士の可能な対応策や介入方法を探る。

(3) 岡山県内の「法律家 (弁護士・司法書士)」と「社会福祉士」の業務や対応を調査し、求められる社会福祉士の役割と双方の連携の手だてを検討、明確化を図る。

(4) 実践的な能力を高めるために養成課程に求められる教育内容・技能、基本となる価値観等を構成 (試案) し、実習を含む養成形態も立案する。

(5) 試案試行 (部分的) の上、分析、検討し内容改善を図り、学生の権利擁護に関わる実践力の向上に寄与する。

### 3. 研究の方法

#### (1) 文献研究

社会福祉士養成テキスト等の文献研究から記述内容や養成ポイントの整理を行ない、社会福祉士の養成における権利擁護に関する具体的教育内容の実状を把握し、その特徴と課題を整理する。社会福祉士による虐待防止の解決に関わる文献レビューを行ない、社会福祉士の役割を検討する。具体的には、実際の対応に基づく業務内容の抽出と関係職種連携に関する分析を行ない、法律家との共通性と社会福祉士の役割の特徴を捉える。

#### (2) 調査研究

岡山県内で虐待等にチームで対応する弁護士、司法書士、社会福祉士の3職種を対象に、対応や考え方を把握するための聞き取り調査(半構造化面接法)を実施し、質的手法を用いた分析を行なう。その結果については、社会福祉士と法律家らの対応技能に共通する基本的業務と、これら2職種の専門性が組み込まれた業務分類を試みる。

#### (3) 教育プログラム立案と試行

文献研究と調査研究によって得られた結果から、社会福祉士養成における高齢者虐待防止と解決に求められる技能の適切な養成内容と形態(講義、実習的な体験型内容等)を検討し、具体的に実用性のある養成手法及び学生へ伝達するポイント等を含むプログラムを提案する。プログラム立案においては、2職種への比較的観点から、項目に応じた比較対照表作成や、対応のフローチャートや図式化により、社会福祉士の技能の提案を行なう。

また、立案内容はカリキュラム上の科目ではないため、対象学生にプログラム全課程を試行できない可能性が高い。このためを4工程程度に区分し(案:理論的内容、事例検討、体験型学習、地域の仕組みの学び)、その工程ごとの部分的な試行を行なう。その成果と課題を検討し、以後の養成の手立てとするよう方向づける。

このプログラム試行は単独では存在せず、「権利援助の基盤と専門職」や「権利援助の理論と方法」等の

社会福祉士養成のカリキュラム科目と深く繋がるものであるため、これらの関連科目や実践力養成の柱である「権利援助実習」等との連動性を重視する。

### 4. 研究成果

事案への対応方法や経緯の把握(目的1)、社会福祉士の対応策や介入方法を探ること(目的2)については初年度に、社会福祉士の役割と司法職の連携の手だて(目的3)は2年目に、教育内容の立案と試行(目的4及び5)については主に3年目に取り組んだ。その成果は以下の通りであった。

(1) 地域ケア会議事例検討委員会を基盤に、小地域ケア会議(14地区)の地区ごとの課題や、事例検討により研究協力者間で議論を深めた。また、社会福祉士養成テキスト等の文献研究から記述内容や養成ポイントの整理を行ない、社会福祉士の養成における権利擁護に関する具体的教育内容の実状を把握し、その特徴と課題を提起した。共同研究者を講師(テーマ「施設内虐待について - 全国の高齢者施設への調査から - 」)に招き、同委員会で講義を実施し、委員全体への啓発を行なった。

(2) 権利擁護事案に関与する実践者、介護職者等の104名(配付188名、回収率55.3%)へ質問紙調査を実施した。

その結果、以下の点を見いだした。

虐待対応の難しさへの回答から、情報の扱いに関わる初期段階の課題を把握した。対応が大変な事案として、精神障害や知的障害を抱える事例や、経済的虐待、ネグレクト、セルフネグレクト事例等が多くあげられた。虐待が生じる要因、会議体制、対応における専門性の能力の評価を5段階評定で実施し、地域における見守りや住民の意識啓発、早期発見の必要性を明らかにした。

(3) 聞き取り調査(半構造化面接法)を、岡山県内で虐待等にチームで対応する弁護士、司法書士、社

会福祉士の3職種35名を対象に実施し質的手法を用いた分析によって、事案対応や、介入の考え方、価値観等を分析した。その結果から「虐待業務や対応実態と、求められる社会福祉士の役割と連携の手だて」を検討した。社会福祉士の養成課題として、迅速な対応力のための事前に構築すべき「役割の共有化(主張)」や「条件整備」等、行政を初めとする組織基盤形成のための働きかけに関わる力の強化が重要であることを明確にした。

これらの力の強化には行動を伴う学びが重要であり、権利擁護に関わる体験学習、具体的には他職種との連携演習、権利擁護のための演習授業(説明力や応答力等)の強化も不可欠であることを見いだした。

(4)社会福祉士養成のためのポイントとして、以下の7点をまとめた。

権利擁護とエンパワメントを繋げた学び：実践的な思考の養成のためには、関連法と実生活の実状や事例的な理解を活用することが必須である。実習での事例検討では、学生が感じる“ジレンマ”を追求していくと権利課題に繋がるが多く、そのジレンマの課題に主眼を置いて検討することで、権利に対する学びの深化も図られると考えられる。

連携と調整のためのメゾレベル理解：個別支援から小地域、さらに広域の地域支援への拡充における支援に向けて、NPOや小地域活動が活発化する現在は、メゾレベルの理解がより求められる。また成年後見等の開始においては、社会福祉職がニーズを把握し法律職へ伝えていく必要性が高く、関係者の連携を担うことも重要である。このような発動力、組織編成等の組織論の学びの強化が期待される。

「権利」の複雑性(利益相反等)の理解：悪しき行為への単純な判断だけでは、権利に関わる支援は不可能であり、行為の背景にある

問題へのアプローチ、「能動的権利論」「受動的権利論」等を議論することを通して、「権利」の捉え方が充実できると考えられる。

歴史的題材による社会における権利の理解：個別事例の検討のみならず、「当事者運動」「隔離政策」等の経緯や歴史を踏まえた権利の検討等の重要性が考えられる。

情報把握と確認のための伝達力の体得：情報把握や伝達の課題の大きさを鑑み、演習、実習の学びの過程ではより具体的に体験型学習を通じた、質問や確認方法等の研鑽が求められる。

成年後見や虐待対応実践事例の活用：成年後見実例や虐待対応の専門職チームとしての社会福祉士の活動事例は、権利擁護の視点、態度、知識、技能のすべてが反映されるものであり、検討において事例活用が望まれる。

「実状に直面し学ぶべき実習」の課題：司法職の養成においては、実例に沿いながら学ぶのが常である。社会福祉士は機関においてプログラム化された、事前に組み込まれた場面や事例での学びに限られている点は大きな課題である。実例に触れられるような法的根拠、強制的な仕組みの重要性が指摘できる。

(5)社会福祉士養成における高齢者虐待防止と解決に求められる技能の適切な養成内容と形態を検討し、その実践的スキルを高めるための具体的で実用性のある養成プログラムを立案した。部分的試行においては

「調整、連携能力」「コミュニケーション能力」「判断能力」「情報収集、事実確認能力」「精神疾患等障害への対応力」の理解を促す。

「法・制度理解」「行政を動かすような、説明できるような知識と能力」「サービス活用方法」「施設所在情報、社会資源や手続方法の理解」が重要である。「伴走できるプロ」「本人のための調整」「虐待を捉える見方」等、当事者重視の姿勢の涵養が求められる。引き出す・聞き出す能力の養成のため、加害者及び被害者ヒアリングを題材に定めること

は重要である。実施の流れは、DVD を視聴～個別に意見を表示～グループ討議～KJ 法により内容分析～グループ討議により理論化、という流れを設定し、手順に沿って実施を試み、具体的な事例検討の詳細設定内容をまとめた。とくにミクロ～メゾ～マクロの各アプローチや役割の理解が重要といえる。「生活者としての当事者」への理解を通して権利主体の理念や価値観の理解も促進が期待される。試行結果から、養成プログラムのフローチャートや図式を作成した。

(6)研究会開催及び成果の開示：協力者との研究会は計 14 回実施し、同日の地域ケア会議事例検討委員会においても研究経過や成果を書面にて配付し説明した。また「権利擁護あり方検討会」(2 市)での検討において公表し活用した。この他、主に研究代表者が以下の研究の公表(講師・コーディネーター等で参加)を行なった。

2011 年度：倉敷権利擁護支援フォーラムパネリスト(9月)

2012 年度：日本社会福祉士大会特別分科会(6月)、備前市権利擁護セミナー(6月)、倉敷権利擁護フォーラム(9月)、高梁市介護支援専門員研修会(9月)、津山市高齢者虐待防止研修会(12月)、岡山ネットワーク懇談会 10 周年記念シンポジウム(2月)、新見市認知症講演会(3月)

2013 年度：総社市権利擁護セミナー開催記念シンポジウム(6月)、倉敷市高齢者支援センター社会福祉士部会権利擁護研修会(7月、8月)、岡山県社会福祉協議会研修会(9月2回)、倉敷市保健所難病研修会(1月)

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔学会発表〕(計5件)

高齢者虐待防止と解決に向けた社会福祉士の専門技能養成システムの研究その 3 吉備国際大学共同研究報告会 2014 年2月14日

高齢者虐待防止と解決に向けた対応に関する調査研究 - 虐待事業に対応する社会福祉専門職への聞き取り調査から - 日本高齢者虐待防止学会 2013 年9月21日

高齢者虐待防止と解決に向けた社会福祉士の専門技能養成システムの研究その 2 平成 24 年度吉備国際大学共同研究報告会 2013 年2月8日

高齢者虐待防止と解決への対応に関する調査研究 日本高齢者虐待防止学会 2012 年7月14日

高齢者虐待防止と解決に向けた社会福祉士の専門技能養成システムの研究その 1 - 実践者調査 - 吉備国際大学共同研究報告会 2012 年2月10日

〔報告書〕

「高梁市における権利擁護の実践 - 地域づくりの推進に向けて - 」(高齢者虐待防止と解決に向けた社会福祉士の専門技能養成システムの研究)報告書 2014 年2月発行 108 頁編纂 300 部作成、配付

#### 6. 研究組織

##### (1)研究代表者

横山 奈緒枝 (YOKOYAMA, Naoe)

吉備国際大学・保健医療福祉学部・教授

研究者番号：90319989

##### (2)研究分担者

石川 秀也 (ISHIKAWA, Hideya)

北海医科大学・看護福祉学部・教授

研究者番号：90364265

##### (3)研究協力者

林 忠治 (HAYASHI, Tadaharu) 林司法書士事務所・(社)成年後見センター・リーガルサポート

高崎 和美 (TAKASAKI, Kazumi) みどり法律事務所 岡山弁護士会

草野 貴史 (KUSANO, Takashi) 特別養護老人ホームグリーンヒル川原正・居宅介護支援事務所

加藤 貴之 (KATO, Takayuki)・倉橋 重昭 (KURAHASHI, Shigeaki) 高梁市健康福祉部保健課